

## 医療費助成 制度のお知らせ

医療費負担を軽減する医療費助成制度の対象となる方は、受給者証を交付しますので、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請してください。

なお、すでに受給者証の交付を受けている方で、8月以降も受給資格がある場合は、新たな受給者証を7月下旬に郵送しています（手続きは必要ありません）。

### 受給者証の利用について

入院するときは、受給者証と、加入している健康保険が発行する限度額適用認定証を、健康保険証と一緒に病院の窓口へ提出してください。

また、加入している健康保険から高額療養費などの支給を受けたときは、忘れずに年金・長寿医療グループに届け出てください。

なお、学校や保育所などで負傷し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付が適用される場合は、医療費助成制度を利用できませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎2137)

## 各助成制度の内容

| 助成制度             | 助成が受けられる要件（全ての要件に該当する方）  | 助成後の医療費負担   |
|------------------|--|---|
| ① 重度心身障害者医療費助成制度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住民登録があり健康保険に加入している方</li> <li>○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方</li> <li>○次のいずれかの障がいのある方                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けており『身体障害者障害程度等級表』の1級、2級または3級の内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害のみ）に該当する方</li> <li>・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方、またはIQが50以下と判定（診断）された方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方</li> </ul> </li> </ul> <p>※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満で住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）のみ</li> <li>○上記以外の場合…1割負担</li> </ul> <p>※精神障がいのある方の入院については対象となりません。</p> |
| ② ひとり親家庭等医療費助成制度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住民登録があり健康保険に加入している方</li> <li>○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方</li> <li>○次のいずれかに該当する方                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭などで20歳未満の児童を扶養または監護している保護者</li> <li>・上記に該当する保護者に扶養・監護されている20歳未満の児童、または両親の死亡・行方不明などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の児童</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満で住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）のみ</li> <li>○上記以外の場合…1割負担</li> </ul> <p>※保護者は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。</p> |
| ③ 子ども医療費助成制度     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住民登録があり健康保険に加入している方</li> <li>○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方</li> <li>○中学校に在学中の15歳以下の方（中学生の助成については、非課税世帯のみ）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満で住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円）のみ</li> <li>○上記以外の場合…1割負担</li> </ul> <p>※小学校に在学中の課税世帯の児童は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。</p> |

※各助成制度の医療費の月額上限は、通院18,000円（年額上限144,000円）、入院57,600円（多数回該当の場合44,400円）です。

※各助成制度の指定訪問看護の医療費は1割負担で、月額上限は、非課税世帯8,000円、課税世帯18,000円（年額上限144,000円）です。

※各手続きには、健康保険証、印鑑、主たる生計維持者や対象者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）が必要です（加えて、①は障がいの程度が分かる手帳または判定書、②は戸籍全部事項証明書が必要となります）。

## 初回相談無料!

不動産の相続登記・名義変更  
会社の設立・役員変更登記・定款作成  
過払金返還請求・債務整理・破産手続

お気軽に  
お問い合わせ下さい TEL(0143)81-2000

ホームページ <http://www.etrance-office.com>

司法書士法人 エトランジェ 登別事務所

司法書士 黒崎 清

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

株式会社SRテクノ  
再資源化工場

第3期管理型最終処分場

産業廃棄物を資源に。  
ここは、すべてが生まれ変わる場所。

R&D 株式会社  
アール・アンド・イー

本社 / 登別市富浦町223-1 TEL(0143)80-2233 FAX(0143)80-2232  
札幌事業所 / 北広島市大曲工業団地4-4-1 TEL(011)370-3232 FAX(011)370-3233

産業廃棄物収集運搬業許可 第00110098348号(通) / 産業廃棄物処分業許可 第00140098348号(通)  
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 第00150098348号(通) / 特別管理産業廃棄物処分業許可 第00180098348号(通)